



佐賀市の行政運営について

平成24年9月22日

第9回自治基本条例検討会議

佐賀市総合政策課



資料の構成

1	行政運営の大綱と自治体運営	P2
2	総合計画	
	①総合計画の策定	P3
	②総合計画の役割・位置付け	P4
	③総合計画の構成・期間	P5
3	行政評価	
	①行政評価とは	P6
	②行政評価の流れ	P7
	③政策の見直し	P8
	④評価結果の活用	P9
4	政策法務	P10
5	行政手続	P11
6	危機管理	P12
7	まちづくり活動の支援	P13
8	公益通報制度	P14
9	出資団体の適正管理	P15
10	他の自治体などとの連携	P16



1. 行政運営の大綱と自治体運営

- 地方自治法において、地方公共団体の組織及び運営の大綱(※)を規定 ※「根本となるもの、大づかみにとらえた内容」の意

第1条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第2条

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

- 地方自治体においては、自治体を円滑に運営していくため、様々な分野において条例(規則などを含む)を制定

2-①. 総合計画の策定

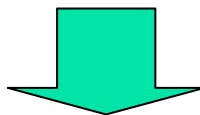
平成17年10月の合併により新佐賀市が誕生し、今後の市の基本方針となる

「第一次佐賀市総合計画」を策定

(将来像)

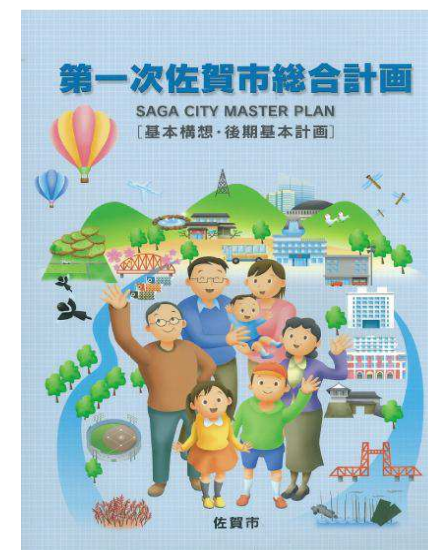
【人と自然が織りなす

「やさしさと活力にあふれるまち さが」】



将来像を目指し、様々な施策(事業)を展開

進行を管理し、着実な進捗を図る。





2-②. 総合計画の役割・位置付け

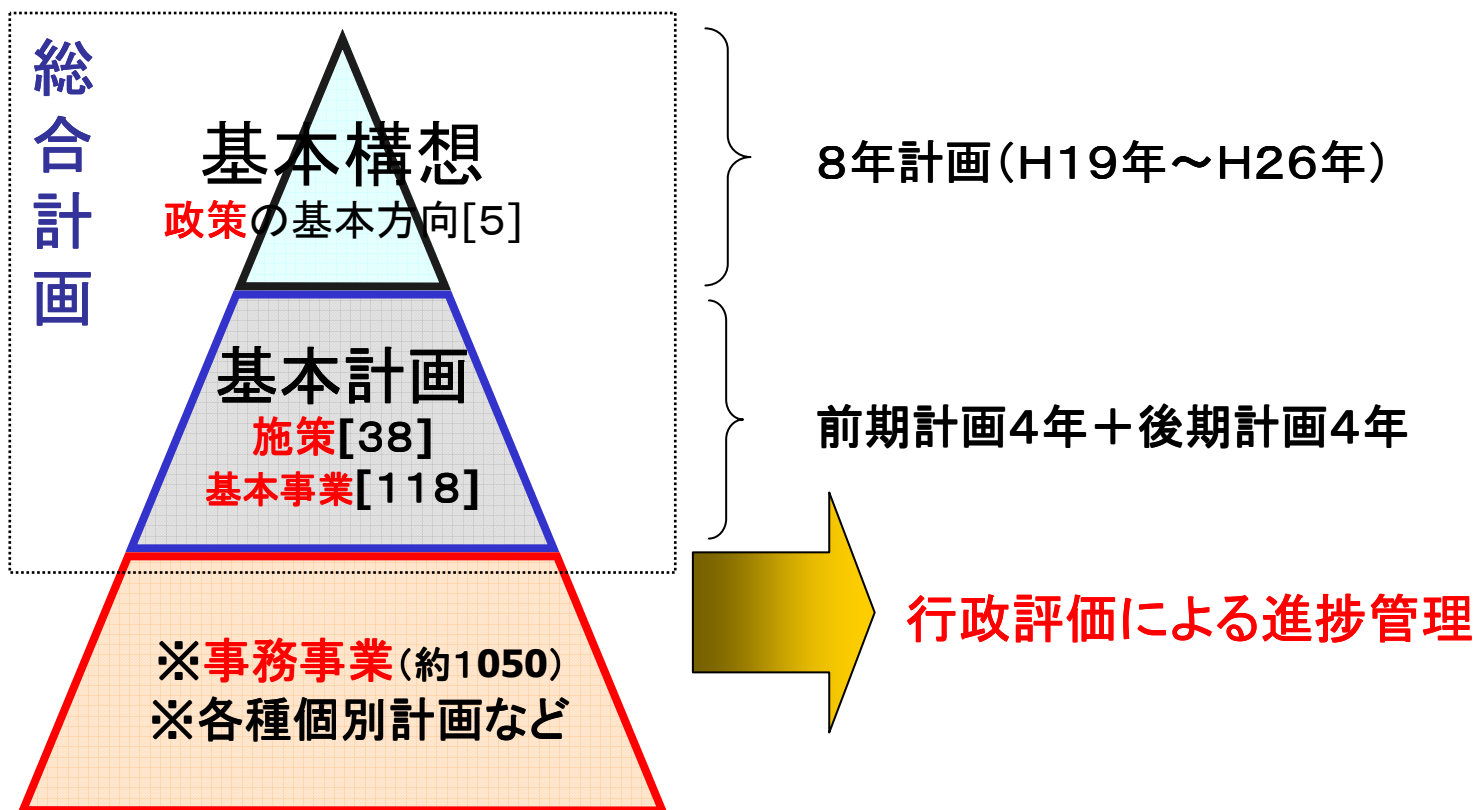
- ◆市役所における「行政経営の指針」
～行政経営における最上位計画～
- ◆市民における「まちづくりの指針」
～市民と行政が共有する地域社会づくりの指針～

総合計画 ⇒ 「何の」施策を推進するのかを表す
自治基本条例 ⇒ 「どうやって」施策を推進するのかを表す

(策定根拠)

- 地方自治法上の策定義務が廃止(H23.5)
⇒ 今後の策定は自治体の判断。

2-③. 計画の構成・期間





3-①. 行政評価とは



政策とは政策・施策・基本事業・事務事業全て含む

行政評価とは

戦略的に資源(人・物・金・情報・時間)を用いて**政策**を実施し、効果的に目的に達しているか住民とともに評価すること

市の現状を職員・住民ともに把握し、理想と現実の**ギャップ**を埋めることができる。

問題点に気づき、考えていくための道具



3-②. 行政評価の流れ

①事務事業評価(事後評価)

前年度を振り返り、事務事業の方向性を評価。

②施策評価

事務事業評価結果を踏まえ、

- ・事務事業の施策目標への貢献度
- ・事務事業の成果優先度
- ・事務事業のコスト削減優先度

等を評価し、施策の次年度の方向性を検討。

③施策優先度評価全体方針

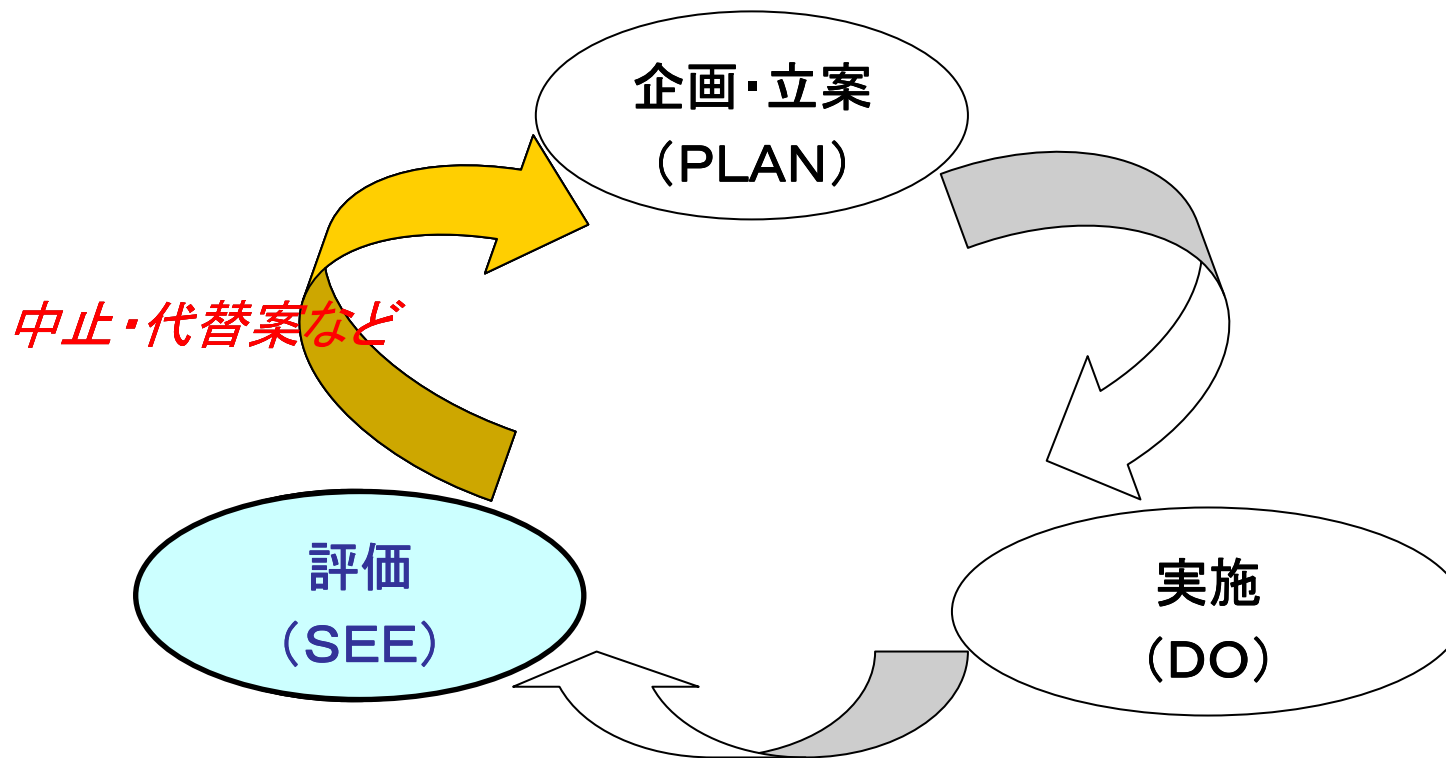
施策評価結果を受け、経営戦略会議(※)で38施策の優先順位を決定。

※市長をトップとする部長級以上の内部会議。市政の運営方針などを決定。

④予算編成(施策別枠配分)

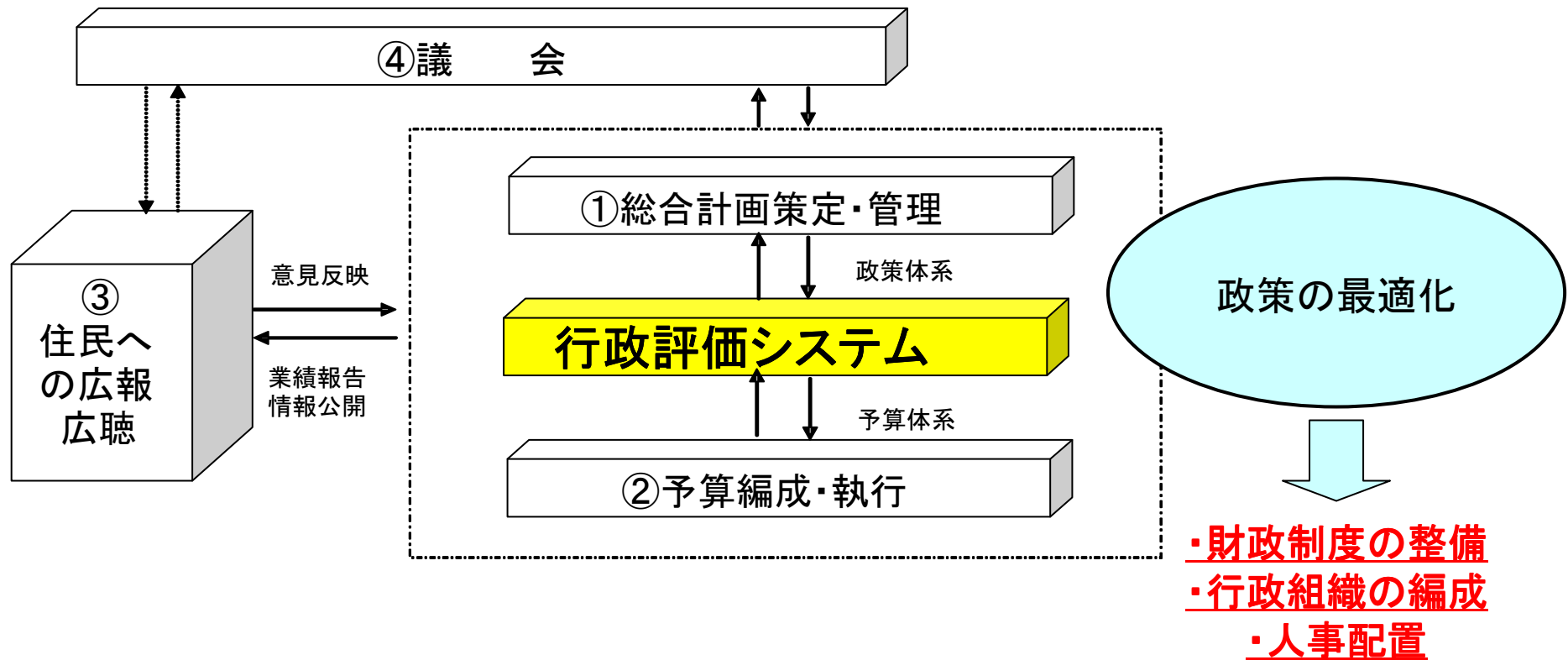
- ・③の全体方針に基づき、施策別に予算を配分。
- ・施策別に配分された予算を、事後評価結果により個別の事務事業に配分。

3-③. 政策の見直し



結果を振り返り、次の企画と実施に反映させる仕組み

3-④. 評価結果の活用

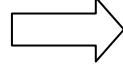




4. 政策法務

- 自治体が、住民福祉の向上とその人権・権利の実現を図るため、すでにある法律の体系をもとに、より地域の行政ニーズに合った自主的な法システムを、積極的に設計・運用すること。

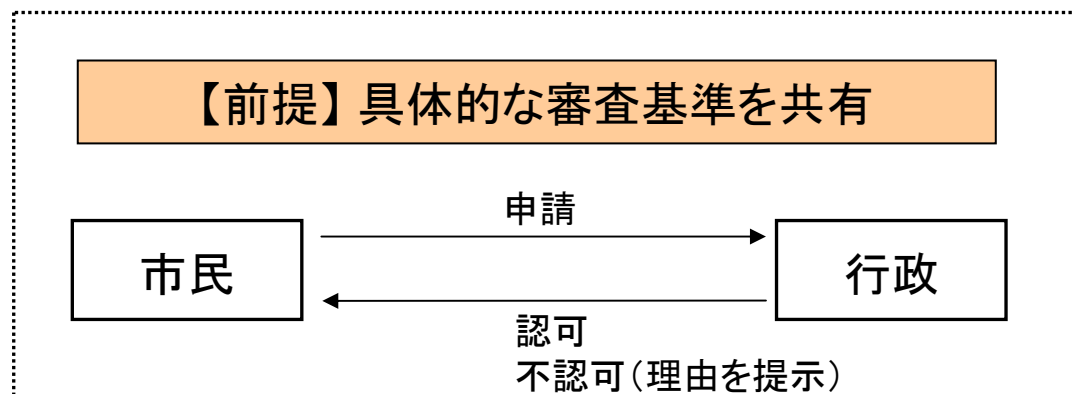
具体的には、

- ・ 地域の実情に合った独自の条例の制定  (本市の例) こどもへのまなざし条例
- ・ // 法令の独自解釈 など

5. 行政手続

■ 行政手続条例

市民からの申請に対する行政の処分、不利益処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通のルールを定めることで、行政運営の公平性を確保し市民の権利利益を保護するもの。許認可の審査基準はできる限り具体的に定めることなどを規定。





6. 危機管理

■市民の生命、身体、財産の安全を確保するための活動

・地域防災計画 （災害対策基本法に基づき策定）

◎防災のための教育・訓練、災害予防、情報の収集・伝達、避難、消火、水防、救難、救助などの災害応急対策や災害復旧に関することを規定

・災害対応マニュアル （地域防災計画に基づき作成）

◎初動体制、連絡経路、職員の参集などについて具体的に示している。

・その他

◎情報の管理（情報セキュリティポリシー、セキュリティ運用マニュアル）

◎サーバーのバックアップ

◎新型インフルエンザ、鳥インフルエンザの対策 など



7. まちづくり活動の支援

■ 市民活動団体への支援

市民活動団体(地縁・志縁)と行政との協働を推進する中で、行政として行う様々な支援

(具体例)

- ・自治会活動や自主防災組織活動などへの補助
- ・地域コミュニティ・モデル校区事業
地域と行政が連携し、住民が主役となって地域課題に対応するまちづくり組織の設立と活動を支援する制度
- ・市民活動応援制度「チカラット」
佐賀市に拠点を置く市民活動団体が行う事業に対して、市民が応援したい事業を選択し、その投票数に応じて支援金を交付する制度
- ・市民活動補償制度
地域清掃活動、地域交通安全活動などの市民活動中の事故に対して市が補償するもの



8. 公益通報制度

■ 公益通報者保護制度

公益通報を行った職員が不利益を受けな
いよう保護し、透明で適正かつ公正な市政
運営を図るもの。

公益通報の対象は・・・

- ①法令等(条例、規則、訓令及び規程を含む。)に違反する事実
- ②市民の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに
重大な影響を与えるおそれのある事実
- ③不当な事実



9. 出資団体の適正管理

- 出資団体の適正管理

市が補助金、負担金、その他財政的援助をしている団体や、市が資本金等の4分の1以上を出資している団体及び公の施設の指定管理者を対象に、監査委員が出納等について監査を実施。

⇒ 結果は、市役所内部の定期監査の結果とともにホームページなどで公表



10. 他の自治体などとの連携

■ 他の自治体との連携

- ・広域連合(消防や介護保険など)、一部事務組合(水道など)
- ・災害時連携(現在、宮城県気仙沼市へ継続して職員を派遣)

■ 国や県との連携

対等な関係のもとでの役割分担と連携・協力

(例)

- ・国と地方の協議の場 (国⇔地方)
- ・佐賀県・市町行政調整会議(県⇔市町)

■ 国際交流

- ・姉妹都市・・・ウォーリン郡及びグレンズフォールズ市(アメリカ)
釜山広域市蓮堤区(韓国)
クサク村(フランス)
- ・友好都市・・・連雲港市(中国)